

令和6年

第4回柳泉園組合議会定例会会議録

令和6年11月28日開会

柳泉園組合議会

令和6年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・議案第11号（上程、説明、質疑、討論、採決）	13
・議案第12号（上程、説明、質疑、討論、採決）	18
○閉 会	36

令和6年第4回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和6年11月28日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 行政報告
5. 議案第11号 令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
6. 議案第12号 令和5年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定

1 出席議員

1番 当 麻 一 哉	2番 高 橋 和 義
3番 北 村 龍 太	4番 中 村 す ぐ る
5番 鈴 木 ゆ う ま	6番 坂 井 か ず ひ こ
7番 原 田 ひ ろ み	8番 小 西 み か
9番 や つ だ こ う じ	

2 関係者の出席

管 理 者	富 田 竜 馬
副 管 理 者	澁 谷 桂 司
副 管 理 者	池 澤 隆 史
助 役	西 村 幸 高
会計管理者	後 藤 寿 之
清瀬市市民環境部長	門 田 尚 典
東久留米市環境安全部長	小 泉 勝 巳
西東京市みどり環境部長	白 井 一 嘉

3 事務局・書記の出席

総務課長	米 持 讓
施設管理課長	濱 田 伸 陽
技術課長	横 山 雄 一
資源推進課長	近 藤 修 一
書記	上 里 直 樹
書記	松 本 賢 一
書記	上 嶋 勇 佑
書記	清 水 翼

午前10時00分 開会

○議長（坂井かずひこ） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和6年第4回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、11月21日に代表者会議が開催されております。

東久留米市の代表委員、北村龍太議員に報告を求めます。

○3番（北村龍太） おはようございます。去る11月21日、代表者会議が開催され、令和6年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

令和6年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月28日、本日1日限りいたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもつての報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第11号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」を上程し、質疑、討論を経て、採決いたします。

最後に、「日程第6、議案第12号、令和5年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を上程し、質疑、討論を経て、採決いたします。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、令和6年第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での第4回定例会に係る決定事項でございます。

○議長（坂井かずひこ） 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 質疑なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の御報告のとおり、本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第2番、高橋和義議員、第3番、北村龍太議員、以上のお二人にお願いいたします。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂井かずひこ） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（富田竜馬） おはようございます。令和6年柳泉園組合議会第4回定例会の開催にあたり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第4回定例会の開催を控えまして、それぞれ大変お忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中では、令和6年8月から10月までの主な

事務事業につきまして御報告させていただきます。また、御案内のとおり、専決処分及び令和5年度決算の認定について、2件の議案を御提案させていただいております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第4回定例会の開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（西村幸高） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和6年8月から10月までの3か月間の柳泉園組合におきます事業運営等の報告となります。

初めに、1ページ、総務関係、1、庶務について。

（1）事務の状況について、特に通常の事業運営と異なる点について御報告いたします。

前回の第3回定例会で報告いたしました令和6年度第1回柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会において、必要事項の調査、検討及び連絡調整を行うための幹事会を設置し、8月14日に第1回柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会幹事会を開催いたしました。

次に、周辺自治会の皆様に柳泉園組合の事務事業などを報告するため、毎年度、春と秋に開催しております定期協議会を10月15日に開催いたしております。

また、記載はございませんが、新清掃施設の基本構想を策定するため、関係市課長級職員、当組合課長級及び課長補佐級職員で、5月及び8月に新清掃施設整備検討委員会を開催しております。

3ページ、ごみ処理施設関係でございます。

表4-1から7ページ、表6までを併せて御参照いただきたいと思います。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況について。

今期におきます関係市のごみの総搬入量は、3ページ、表4-1に記載のとおり、1万6,464トンでございます。これは昨年同期と比較し501トン、3.0%の減少となっております。

内訳でございますが、可燃ごみは、4ページ、表4-2に記載しておりますとおり、1万4,592トンで、昨年同期と比較し441トン、2.9%の減少となっております。なお、令和3年4月より、広域支援といたしまして、可燃ごみ処理施設を建て替え中の小平・村

山・大和衛生組合から可燃ごみを受け入れており、今期は496トンの受入れを行いました。その内訳につきましては、3ページ、表4-1及び4ページ、表4-2の他市の欄に記載のとおりでございます。

不燃ごみは、4ページ、表4-3に記載のとおり、1,557トン、昨年同期と比較し92トン、5.6%の減少となっております。

粗大ごみは、5ページ、表4-4に記載のとおり、316トン、昨年同期と比較し32トン、11.3%の増加となっております。

なお、関係市各市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、3ページ、表4-1から5ページ、表4-4に記載のとおりでございます。

次に、5ページ、表4-5は、1人1日当たりのごみ量を表にまとめたものでございます。

6ページ、表5-1及び表5-2は、有害ごみの蛍光管、乾電池の搬入状況でございます。

7ページ、表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

表6は資源物の搬入状況をまとめたものでございますが、今期の総搬入量は1,201トンを、昨年同期と比較し36トン、2.9%の減少となっております。

次に、8ページ、2、施設の稼働状況について。

9ページ、表7から12ページの表12-3を併せて御参照ください。

初めに、(1)柳泉園クリーンポートについて、今期においては、7月より継続して実施していたクリーンポート工場棟1階照明器具交換工事が9月に完了いたしております。9月より継続して1号炉の定期点検整備補修を実施しております。また、10月には共通設備の定期点検整備補修を実施し、完了いたしております。排ガス中のばい煙測定については、8月に1号炉と3号炉、9月に1号炉と2号炉、10月に2号炉と3号炉で実施し、いずれにおきましても排出基準に適合しております。下水道放流水測定につきましては、毎月2回実施しております。

9ページ、表9、ダイオキシン類測定結果につきましては、いずれにおきましても排出基準に適合しております。

10ページ、表10、水銀濃度分析測定結果につきましては、今期におきましても水銀の検出はございませんでした。

10ページから11ページ、表11、下水道放流水測定につきましては、毎月2回実施

し、排除基準に適合してございます。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、11ページ、表12-1から12ページの表12-3に記載しております。測定項目全てにおいて基準に適合してございます。

可燃ごみ内容物調査につきましては、8月に私車5台、9月に私車5台、10月には私車6台に対し実施し、さらに、可燃ごみ中の混入不燃物調査といたしましては、10月に関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台で実施しております。

9ページに戻りますが、表7の柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、柳泉園クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計で1万6,347トン、昨年同期と比較し317トン、1.9%の減少となっております。

次に、13ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設について、9月にバグフィルター清掃を実施し、9月から引き続き、10月におきましても定期点検整備補修を実施しております。

表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃ごみと粗大ごみの処理量は1,873トンで、昨年同期と比較し58トン、3.0%の減少となっております。

続きまして、(3)リサイクルセンターについて、9月から引き続き実施しております定期点検整備補修が10月に完了いたしました。また、10月にはコンベヤベルト交換補修を実施し、完了いたしております。

表14、リサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,201トンで、昨年同期と比較し36トン、2.9%の減少となっております。

14ページ、3、最終処分場について。

表15を併せて御参照ください。

焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出し、今期は1,541トン、昨年同期と比較し179トン、10.4%の減少となっております。こちらの焼却残渣につきましては、小平・村山・大和衛生組合の広域支援分も含んでございます。

次に、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物やくずガラスにつきましては、全て埋立処分をせず、ガス化熔融により、燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。表16に

記載のとおりでございます。

次に、15ページ、し尿処理施設関係でございます。

表17-1から表17-3までを併せて御参照ください。

1のし尿の搬入状況でございます。

今期のし尿の総搬入量は121キロリットルで、昨年同期と比較し12キロリットル、9.0%の減少となっております。

16ページ、2、施設の稼働状況について。

今期は、10月に定期点検整備補修及びポンプ関係点検整備補修を実施し、完了いたしております。

16ページから17ページ、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、測定項目全てにおきまして排除基準に適合しております。

次に、18ページ、施設管理関係でございます。

1、厚生施設について。

表19-1から19ページ、表19-3を併せて御参照ください。

(1) 施設の利用状況について、各施設の利用状況を昨年同期と比較し、一般用野球場、学童用野球場、会議室、多目的室1と2、和室1、浴場及びトレーニング室におきましては増加となっております。テニスコート、多目的室3、和室2及び室内プールにおきましては減少となっております。

19ページ、(2) 施設の収入状況についてでございますが、表20に記載のとおりでございます。

20ページ、(3) 施設の管理状況についてでございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。いずれにおきましても水質基準に適合しております。

また、小平・村山・大和衛生組合の広域支援について、近年のごみ搬入量の減少傾向に加え、現在建設中の新焼却施設が当初計画より前倒しで、令和7年6月より可燃ごみの全量受入れが可能となったことから、広域支援を受けずに既存施設の運転計画において対応できるということであり、令和6年度末をもって広域支援を終了することとなりました。

次に、今期の行政報告ではございませんが、2点ほど御報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、既に皆様に御連絡済みでございますが、11月5日より石川県災害廃棄物の受入れを開始しております。11月におきましては、合計で14台、

56トンの搬入予定となっております。次回の定例会におきましても、再度御報告をさせていただきます。

2点目でございますが、清柳園焼却施設解体工事住民説明会についてです。地元自治会の御意向を踏まえ、11月3日に清瀬市下宿にあります八幡神社集会場において、13名の方に参加いただき、開催をさせていただきました。また、他地域の市民の皆様方に対しましては、11月9日に清瀬市下宿地域市民センターにおいて、5名の方に参加いただき、開催させていただいております。いずれの説明会におきましても、特段反対等の御意見はなく、滞りなく終了させていただいております。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長（坂井かずひこ） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（北村龍太） それでは、大きく2点ほど質問をさせていただきます。

先日の視察、11月ですけれども、直近のことなので、ここで質問をいたします。柳泉園組合議員と柳泉園組合関係者で八王子市の館クリーンセンターの視察を行ってまいりまして、館クリーンセンターで導入されている流動床式ガス化燃焼炉の稼動状況、どういったシステムなのかということも見させていただいております。最新の技術を使っております、高いエネルギー回収システムと資源回収システムが特徴ということでありました。非常に大きな施設で、かなり進んで、面白かった、興味深かったという感想でありました。この施設を視察しての管理者の感想、あるいは受け止めなどがあれば伺いたいと思います。

また、館クリーンセンターについては、ごみ処理の様子などもミュージアムのように展示がされておりまして、様々、自分で触って体験できるものですか、動画なども使って分かりやすく、訪れた方に楽しんでもらえる場所となっております。こうした参加者に対するおもてなしというか、そういったところも参考にすべき点などがあつたのかなと思いますけれども、そういったところについてはどうでしょうか。伺います。

2点目です。行政報告資料の14ページの不燃物再利用状況についてです。8月から10月までの合計が28万2,790キログラムになっておりまして、昨年同期の50万1,670キログラムと比べて半分ぐらいになっているのかなと思います。大きく減っているのかと思って、ほかの月がどうなっているのかを調べまして、2月から4月は、今年が51万1,270キログラム、昨年同期が28万4,740キログラム。5月から7月は、今年が

49万7,550キログラムで、昨年同期が15万8,130キログラムと、こちらは昨年同期よりも多い数値となっております。不燃物再利用自体が月によって大きく変動して、また、昨年同期と比べても上下するという結果となっているのかなと思いますけれども、こういった要因によってこれだけ変動するのかについて、もし分かるようであればお答えいただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

○管理者（富田竜馬） 行政視察の感想でございます。館クリーンセンターは、ごみ処理施設でありながら、災害時に周辺住民の方々から頼られる施設であるという印象を持ちました。視察の目的は、柳泉園クリーンポートが竣工後23年を経過し、今後の施設運営の在り方等について参考とするため実施したものでございます。柳泉園クリーンポートはストーカ方式の燃焼方法となりますが、館クリーンセンターは流動床式の燃焼方法となり、発電効率のよさや、焼却炉がコンパクトになるなど、比較すると、一長一短はありますが、そのほかにも、ごみピットが2槽に区切られている点や、見学ルートがミュージアム調となっている点など、大変参考になりました。今後の当組合の施設運営の参考として、大変有意義な視察であったと思っております。

○資源推進課長（近藤修一） 不燃物再利用（ガス化溶融）委託の搬出量減少についてでございます。この期の不燃物再利用（ガス化溶融）委託の搬出量につきましては、前年同期比で219トンの減少となっております。この理由といたしましては、処理を委託しておりますオリックス資源循環株式会社寄居工場におきまして、夏季において落雷の直撃を数度受けまして、施設損傷があったことから、施設を停止して補修及びオーバーホールを行ったため、同社より9月半ばから11月半ばまで搬出抑制を依頼されたことで、搬出量が減少しておりますが、通常の半量程度の搬出はできており、また、当組合の集積場で滞留させることが十分に可能ですので、特に処理上の問題は発生しておりません。また、前期、5月から7月が前年同期比で181トンの増加となっているのは、前年同期に処理を委託しておりましたJ&T環境株式会社千葉工場の溶融プラントが5月から6月にかけてオーバーホール期間にあたり、搬出を抑制していたことに加えまして、6月末から7月末にかけて同社の溶融炉に重大な故障が発生し、1月以上の期間にわたり完全に搬入停止となったため、搬出量が大きく減少しておりましたが、今年度の5月から7月は通常の搬出ができたため、前年度比増となっております。このように、月別の不燃残渣の搬出量の増減につきましては、不燃ごみ等の処理量や搬出先の施設整備の計画などにより増減する場

合がございます。一方で、年間を通して見た場合、ごみの組成の変化によるものと捉えておりますが、増加傾向となっております。

不燃物再利用（ガス化熔融）委託の搬出量が減少した理由につきましては以上でございます。

○3番（北村龍太） 分かりました。

八王子市の館クリーンセンターについては非常に参考になったということだと思います。一長一短という話もありまして、こういった方式が柳泉園組合にとって今後いいのか。もちろん、流動床式ガス化燃焼炉も、お話を聞いている限りではかなりよさそうな部分も多かったのですが、それに対するデメリットなどもいろいろとあることもある。それぞれ一長一短な部分があるということは、そうなのだと思います。引き続き、こういった方式が柳泉園組合にとって最も適しているのかについても様々研究していただきたいと思っています。

また、施設が災害対策、市民の声を受けて、防災避難施設、避難所ではないですが、避難のためのスペースも備えているとの御説明もありました。こういった、地域の方の話を聞いてこういった施設にしていくのは非常に大切なことだと思います。そうしたところも今後の柳泉園組合の在り方にとって参考になるかなと思います。また、館クリーンセンターには休憩スペースがありまして、中には、子供が遊ぶことができるキッズスペースですとか、授乳室も併設されておりました。子供連れでも安心して訪れることができる施設なのかなと思います。もちろん、災害時にそういったスペースを活用するということで設置された経緯も恐らくあるのかなと思います。そうしたことも含めて、あれだけの展示をクリーンセンターの中で来ていただいた方に楽しんでもらう展示の方法、柳泉園組合でも同じようにできるかという、全てをやるということはなかなか難しいと思いますが、市民に受け入れてもらう施設になるためには、さらなる見学者に対する案内について、こうしたことを参考にして充実させていく必要があるのではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。伺います。

2点目、不燃物再利用状況については分かりました。様々な理由、それぞれを見ていくと、大きく変動している原因というものがあったのかなと思います。もちろん、トラブルなどで処理できなかった場合はよその場所で処理してもらったり、あるいは柳泉園組合でため込んでいたり、そういった対応もしなければならない状況も、ここ1年ほどの間でそういったことが複数発生した結果の量の上下なのかなと思います。こういったトラブル

が今後も発生する可能性はあると思うのですけれども、今回のこういった不燃物再利用の処理をお願いしているところが、今回発生したトラブルなどで処理が止まってしまった場合に、柳泉園組合としてはどのくらい不燃物をためておけるのか、どれぐらいのトラブル、期間に対応できるのかというところはいかがでしょうか。もし分かれば伺います。

以上2点、お願いいたします。

○総務課長（米持謙） 今後の施設更新に伴う、近隣の方が安心できる防災拠点というところで答弁させていただきます。議員のおっしゃるとおり、今後の施設につきましては、フェーズフリーの概念を持って、防災拠点というものは必須になるのかなと考えております。また、その辺も、今後計画を立てていく中で、近隣の方の御意見等を踏まえながら施設の更新をさせていただければと考えております。

○資源推進課長（近藤修一） 不燃残渣の処理先が止まった場合なのですけれども、こちらはある程度までは集積場に滞留させることはできます。いずれにいたしましても、収集に不都合が起きない形で処理を進めていきたいと考えております。

○3番（北村龍太） 分かりました。防災拠点についても、住民の方の意見などもぜひとも参考にしながら、どういった施設の在り方が望まれるのかをしっかりと、施設の展示の仕方も、八王子市も参考にしながら、ぜひ今後とも検討していただきたいということで求めたいと思います。また、不燃残渣についても、本来はあまりあってほしくはないのですけれども、処理が止まってしまった場合ということも、今回のように、絶対にないとは言いきれないことだと思うので、そうしたところの対応などもぜひ今後とも引き続き行っていただきたいということを求めまして、質問を終わります。

○7番（原田ひろみ） すみません、聞き逃したのだったら申し訳ないのですが、4ページの可燃ごみ搬入状況で、10月は他市の小平・村山・大和衛生組合からの受入れがなかった理由をもう一度、ごめんなさい、お聞かせいただきたいのと、これが令和6年度いっぱい終了の見込みとおっしゃったのですよね。その辺のもう一度の確認です。

あと、清柳園の解体工事の説明会、ありがとうございました。2回行っていただいて、人数は、今、報告があったのですが、やはり人数がなかなか少なかったのかなという印象はあるのですけれども、2回の説明会で出された御意見を少し紹介いただきたいことと、来られなかった住民の方も多と思うので、今後の周辺の住民の方々に対する情報の提供をどう考えていくのかということもお知らせいただきたいと思います。あと、工事自体の今後のスケジュールをもう一回確認させていただきたいと思います。よろしく願いいた

します。

○技術課長（横山雄一） それでは、小平・村山・大和衛生組合の広域支援についての御質問にお答えいたします。10月に搬入がなかった理由についてのお尋ねでございました。こちらにつきましては、当初の計画どおり、10月はもともと搬入予定がなかったこととございます。なお、小平・村山・大和衛生組合の広域支援については今年度いっぱい終了する予定となっております。

○施設管理課長（濱田伸陽） 清柳園の準備説明会の、3点ほど、こういった質問があったのかということと、来られなかった方への今後の解体工事等を踏まえての説明をどうしていくのかということと、あとは、今後の工事スケジュールについてということでの御質問だったかと思えます。答弁させていただきます。

まず、準備説明会を開催しまして、主な質問なのですけれども、敷地内の土壤汚染による人の健康と地下水への影響についての質問や、工事進捗状況における市民周知の方法、また、解体工事の跡地活用における質問等がございました。これらの回答では、清柳園の敷地からは養生による土壤の飛散がないこと、また、敷地内には市民の立入りがなくて、直接土壤に触れることもないため、周辺住民の方への健康上の影響がないことを説明させていただき、地下水への影響については工事期間中もモニタリングをすることを説明しました。

次に、市民周知ですけれども、工事進捗状況や環境測定の結果は適時現場での掲示板に掲示し、さらに、柳泉園組合ホームページでも掲載することなどにより、市民周知に努めていくことを説明させていただいております。跡地活用については現段階では決まっていないことを説明させていただき、これまでの清柳園の歴史的経過や、地元市内にあることなどにより、清瀬市において有効活用をする申出があったことも踏まえ、今後、関係市と協議を進めていくことを説明させていただいております。次に、来なかった方への説明についてなのですけれども、都合がつかず住民説明会に参加できなかった方に対する対応策としては、説明会后、住民説明会で説明した資料、質問があった事項については柳泉園組合ホームページで公開させていただいております。また、柳泉園組合ホームページ内においては、解体事業におけるウェブサイトでの解体事業に関する問合せフォームもありますし、連絡先も記載しております。解体事業に関しての問合せができるよう体制を整えておりますので、そういったことで、住民説明会に来られなかった方の対応についてももっとしっかりやらせていただきたいと思いますと思っております。

最後に、清柳園の今後のスケジュールといたしますか、現在、住民説明会を終えた後に、並行して、法律に基づき各種届出を随時行っている状況でございます。昨日ですけれども、組合職員、請負業者、施工管理業者の3者により作業着手前の現場確認を実施しました。明日以降、解体工事を行うという看板等の設置を行って現場着手となり、事前準備の調査や、今後、仮設事務所及び仮設トイレの設置をしていく予定でございます。本格的な工事につきましては、年明け頃から仮囲いの設置や飛散防止対策によるシート養生を施工し、本格的な解体工事を進めることとなります。

○7番（原田ひろみ） ありがとうございます。広域の処理についてはごめんなさい、私が認識不足なのですが、ほかのごみ処理施設も使っていらっしゃることなのですね。ここだけが受け入れているわけではないということなのですね。ごめんなさい、その確認だけお願いしたいと思います。

あと、清柳園のほうもありがとうございます。ホームページでの資料の公開や、問合せにも応じていただけるということはありがたいとも思うのですが、実際、工事が始まってから周辺の方々が初めて気づくという方もいらっしゃるかと思います。やはり、可能な範囲で玄関ポストに資料を届けるということも含めて対応していただければ、より丁寧かなとも思いますので、その辺も要望しておきたいと思います。

○技術課長（横山雄一） それでは、小平・村山・大和衛生組合の広域支援についての御質問にお答えいたします。処理しているのは当組合だけではないのかというお尋ねでございました。こちらにつきましては、ふじみ衛生組合及び西多摩衛生組合、それと、当組合の3団体で処理している状況でございます。小平・村山・大和衛生組合で処理できない分を当組合に運んでおりますので、その処理状況に応じて年間の計画を立てているところでございます。

○議長（坂井かずひこ） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第5、議案第11号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第11号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）

の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入、歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額27億1,494万3,000円に対し、歳入歳出それぞれ708万円を追加し、予算の総額を27億2,202万3,000円とさせていただくため、令和6年10月22日に本補正について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂井かずひこ） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正は款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ表に記載する金額で、歳入歳出それぞれ708万円を増額し、27億2,202万3,000円とするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。事項別明細書、2の歳入でございます。

款7諸収入、項3受託事業収入、目1受託事業収入、節1受託事業収入は708万円の増額でございます。増額の理由につきましては、説明欄記載の災害廃棄物処理受託料は、令和6年元日に発生した石川県能登半島地震により広範囲で甚大な被害が生じたことから、大量の災害廃棄物が発生しており、県内各市町における自圏域での処理が困難な状況にあることから、国、都を経て、8月21日に東京都市長会及び町村会へ災害廃棄物広域処理の依頼がございました。その後、9月13日に、東京都市長会、東京都町村会、珠洲市、輪島市、東京都及び石川県等で「令和6年能登半島地震に伴う災害廃棄物の処理に関する協定書」を締結しました。この協定により、当組合を含め、東京都内受入自治体等につきましては、東京23区内の建て替え中を除く全ての清掃工場、多摩地域内の14自治体、全15清掃工場全てで、珠洲市及び輪島市の災害廃棄物を広域処理することから、処理受託料として増額補正するものでございます。受入量につきましては200トンを予定しており、受入手数料は1キログラム当たり35.4円となっております。内訳としましては、多摩地域統一料金30円、及び東京たま広域資源循環組合処理実費分5.4円となります。

続きまして、12、13ページを御覧ください。事項別明細書、3の歳出でございます。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目2ごみ管理費、節12委託料は、説明欄記載の災害廃棄物由来焼却灰処理委託料108万円の増額でございます。増額の理由につきましては、災害廃棄物の焼却処理により発生した焼却灰は、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設において処理する費用でございます。処理単価につきましては、1キログラム当たり5.4円として、処理実費分となっております。

次に、款5予備費の600万円の増額につきましては、本補正に伴う調整分でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（坂井かずひこ） これより質疑をお受けいたします。

○3番（北村龍太） 質問をさせていただきます。

今回の能登半島地震の災害廃棄物の受入れについて、先ほど周辺の方に対する説明という話もありましたが、それ以外にも、例えば説明会以外の場ですとか、あるいは災害廃棄物の受入れを行っております柳泉園組合にその様子を見に来たり、そういったところでの、そうした方々からの声、反応がもしあれば伺いたいと思います。

また、今回の災害廃棄物の受入れは、能登半島における地震で大きな被害が生まれて、そうしたことに対する支援というところで非常に重要なことだとは思っております。御説明では東京都全体で受け入れるということではありましたが、東京都以外の自治体、他の道府県など、もちろん石川県から東京都まである程度距離がある中で、長い距離で災害廃棄物を運んでくる、そこについても必要なところであるとしつつも、周辺他県などでも受け入れて処理をするというところがどの程度あるのか、もしその具合などが分かるようであれば、御答弁いただければと思います。

以上、お願いいたします。

○技術課長（横山雄一） それでは、石川県の災害廃棄物受入れについての御質問にお答えいたします。

説明会以外の対応状況ということでございます。こちらにつきましては、現在、当組合宛てに質問等が来た経緯はございません。来た場合には適切に対応したいと考えております。

2点目、東京都以外の受入自治体はというお尋ねでございました。こちらにつきましては、石川県内だけでは処理が進まないため、近隣の中部地方をはじめ、近畿地方、川崎市、

横浜市及び東京都などで広域支援をしている状況でございます。細かく言いますと、中部地方におきましては富山県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、近畿地方は大阪府、三重県などが広域支援をしている状況でございます。

○3番（北村龍太） 分かりました。災害廃棄物受入れについて、もし何かお問合せ等があれば、丁寧に対応していただきたいと思います。もちろん、こういった声があるのかというところも、もし今後あれば、ぜひともこちらにもお知らせいただければなというところでありました。

また、他の自治体における受入状況についても分かりました。やはり、近辺の中部地方だけではなくて、関東ですかね。あとは近畿地方などでも受け入れてはいるということで、どうしても処理能力的にそういった都市のほうが効率がいいといいますか、受け入れることができる量は多いのかなとは思いますが、やはり、もちろんこうした支援は必要だと思っておりますが、どれだけ処理できるのか、ぜひそうしたところも、今後もこういった傾向になるのかということも見ていきたいと思っております。

○4番（中村すぐる） 今回の補正予算専決処分に関連して、2点確認をしたいと思っております。

先ほどの補足説明の中で、歳入については1キログラム当たり35.4円、災害廃棄物処理受託料についてはそういった単価ということと、歳出の災害廃棄物由来焼却灰処理委託料については1キログラム当たり5.4円の実費分ということで御説明をいただきました。2025年度については丸1年やるという予定だと思っておりますので、来年度の当初予算については、災害廃棄物処理ということも踏まえた内容でそういった予算案が出てくるということでもいいのか、その点が1点目の確認です。

2点目は、市民というか、行政区域の皆さんへのお知らせなのですけれども、りゅうせんえんニュースの直近の分、10月に発行されている102号のところでも掲載がされております。市民的にも、私としては結構関心が高いことなのかなと思っております。毎号のニュースに載せるのかは分かりませんが、なるべくこういった災害廃棄物、珠洲市及び輪島市の災害廃棄物の受入れについて、折を見てお知らせをしていったほうがいいかなと思うのですけれども、その点についてのお考えをお伺いできればと思います。

○総務課長（米持謙） それでは、災害廃棄物処理の受入れにつきまして、2点ほど答弁させていただきます。

まず、歳入の35.4円、歳出の5.4円のことでございますが、来年度予算につきまして

は、議員のおっしゃるとおり、見込みまして予算計上をさせていただきます。

2点目の周辺住民等への今後の周知というところで、今後の受入結果につきましては、りゅうせんえんニュースで報告はさせていただきたいと考えております。

○4番（中村すぐる） ありがとうございます。来年度の当初予算にも見込んでいくという事で、分かりました。

ちなみになのですけれども、先ほどの金額です。歳入での1キログラム当たり35.4円、歳出での1キログラム当たり5.4円というのは、来年度の中で、いろいろな物価高騰ということもありますけれども、変動する要素というか、可能性というものがあるのかどうかということも、すみません、併せて確認をしたいと思います。

あと、災害廃棄物受入れの周知につきましては、ぜひ折を見て、今回の102号については、私の個人的な思いとしては、もう少しスペース的には取ってもよかったのかなというぐらい、市民的には関心があるかなと思いますので、掲載するスペースだとか、なるべく目に入るようにということは、引き続きの工夫はしていただきたいと思います。こちらは意見で構いませんので、最初のほうだけよろしくお願いします。

○総務課長（米持謙） 来年度予算につきまして、広域支援の予算について答弁させていただきます。単価の物価高騰等につきましては、今のところ報告等はございませんので、現状の単価で予算を計上する予定でございます。

○議長（坂井かずひこ） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 以上をもって議案第11号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第11号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合は、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 討論省略と認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第11号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（坂井かずひこ） 挙手全員であります。よって、議案第11号、令和6年度柳泉

園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分については原案のとおり承認されました。

○議長（坂井かずひこ） 「日程第6、議案第12号、令和5年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第12号、令和5年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年10月7日から16日までの間において、安藤代表監査委員及び議会選出の小西監査委員により、令和5年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をいただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定をお願い申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂井かずひこ） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持謙） それでは、補足説明を申し上げます。

令和5年度一般会計歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。歳入歳出予算現額27億4,828万5,000円、歳入決算額28億799万518円、前年度に比べ7,450万7,287円、2.6%の減、歳出決算額24億2,622万9,918円、前年度に比べ1,568万3,864円、0.6%の減、歳入歳出差引残額3億8,176万600円となり、同額が翌年度への繰越しとなります。

6ページ、7ページを御覧ください。歳入についてでございます。主な歳入について御説明いたします。

款1分担金及び負担金は収入済額12億3,548万9,000円で、前年度に比べ1,007万3,000円の減でございます。関係市の負担金は備考欄に記載のとおりで、歳入決算額の44.0%を占める割合でございます。

次に、款2使用料及び手数料、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、収入済額5億9,763万6,110円で、前年度に比べ66万9,550円、0.1%の減でございます。

次に、款3国庫支出金の収入済額90万2,000円は廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金で、これは、放射性物質汚染対処特措法に基づき毎月1回行っている、焼却灰、飛灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費に対する補助金でございます。

8 ページ、9 ページを御覧ください。款5 繰入金、項1 基金繰入金、目1 清柳園解体事業基金繰入金の収入済額は1,320万円で、清柳園焼却施設解体実施設計委託に充当したものでございます。

目2 施設整備基金繰入金の収入済額は1,035万1,000円で、不燃・粗大ごみ処理施設の搬送コンベヤ火災復旧補修（本補修）、集積場火災復旧補修及びNo.3 搬送コンベヤカバー購入に充当したものでございます。

次に、款6 繰越金の収入済額4億4,058万4,023円は令和4年度からの繰越金で、前年度に比べ8,106万3,102円、22.6%の増でございます。この繰越金には精算する私車処分費約2億1,270万円が含まれており、差引き2億2,790万円ほどが純然たる繰越金となります。

次に、款7 諸収入、項2 雑入、目1 雑入の収入済額は4億614万2,416円で、前年度に比べ9,212万8,013円、18.5%の減でございます。主な雑入の収入済額は、節1 資源回収物売払は2億546万5,276円で、その内容は、備考欄に記載のとおり、アルミ缶、スチール缶及びペットボトルの売払で、前年度に比べ7,335万1,536円、26.3%の減でございます。

次に、節2 回収鉄等売払の収入済額は4,584万550円で、その内容は、備考欄に記載のとおり、不燃・粗大ごみ処理施設の磁選機などにより回収された鉄の売払や施設の補修により発生した鉄類等の廃材の売払、また、焼却灰の中から回収したくず鉄の売払で、前年度に比べ453万9,939円、11.0%の増でございます。

節3 電力売払の収入済額は1億2,590万6,474円で、柳泉園クリーンポートで発電した電力余剰分の売払で、前年度に比べ1,993万1,626円、13.7%の減でございます。

次に、10 ページ、11 ページを御覧ください。節7 その他雑入が2,751万2,105円で、前年度に比べ339万7,280円、11.0%の減となっております。減の主な理由は、厚生施設指定管理者上下水道代立替収入が前年度と比べ減となったことによるものでございます。

次に、目2 違約金及び延納利息、節1 違約金575万9,578円は、説明欄記載の不燃物再利用（ガス化溶融）委託での契約不履行に対する違約金でございます。

次に、項3 受託事業収入の収入済額は9,759万2,360円でございます。その内容は、節1 受託事業収入の備考欄に記載のとおり、施設更新に伴う広域支援として、小平・村

山・大和衛生組合可燃ごみ処理受託料でございます。

次に、款 8 寄附金、項 1 寄附金、目 1 一般寄附金、節 1 一般寄附金の収入済額は 1 0 万円、東久留米市在住の方からの寄附金でございます。

1 2、1 3 ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。

まず、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 人件費の支出済額は 1 億 1, 3 2 4 万 3, 4 8 4 円で、前年度に比べ 3, 7 6 9 万 1, 0 7 0 円、25. 0% の減で、主な理由は、2 名分の退職手当が減額となったことによるものでございます。

1 4、1 5 ページを御覧ください。目 2 総務管理費の支出済額は 3 億 9 2 5 万 2, 6 4 4 円で、前年度に比べ 3, 8 1 2 万 7, 6 2 0 円、14. 1% の増でございます。

次の 1 6、1 7 ページを御覧ください。主な理由につきましては、前年度に比べ、職員退職給与基金積立金 2, 0 0 0 万円及び清柳園解体事業基金積立金 1, 6 0 0 万円の増額によるものでございます。

目 3 施設管理費の支出済額は 1 億 6 6 7 万 1, 0 3 1 円で、前年度に比べ 8 7 万 8, 3 5 7 円、0. 8% の増でございます。

施設管理費の不用額は 9 1 2 万 2, 9 6 9 円で、主な不用額ですが、節 1 0 需用費の 7 6 4 万 8, 4 1 1 円は、備考欄記載の消耗品費、光熱水費及び修繕料の契約差金でございます。

1 8、1 9 ページを御覧ください。目 4 厚生施設管理費の支出済額は 1 億 1, 7 2 5 万 2, 3 7 6 円で、前年度に比べ 9 7 万 1, 3 7 1 円、0. 8% の減でございます。

厚生施設管理費の不用額は 1, 1 1 8 万 6, 6 2 4 円で、主な不用額ですが、節 1 0 需用費の 1, 1 0 8 万 8, 0 8 9 円で、備考欄記載の光熱水費及び修繕料の契約差金でございます。

続きまして、2 0 ページ、2 1 ページを御覧ください。款 3 ごみ処理費、項 1 ごみ処理費、目 1 人件費の支出済額は 1 億 7, 1 6 7 万 4, 0 9 3 円で、前年度に比べ 4 0 3 万 5 6 6 円、2. 3% の減で、これは、会計年度任用職員 2 名減によることが主な理由でございます。

2 2、2 3 ページを御覧ください。目 2 ごみ管理費の支出済額は 1 2 億 2, 9 9 0 万 6, 0 4 4 円で、前年度に比べ 1, 7 3 7 万 8, 8 0 0 円、1. 4% の減で、主な理由は、節 1 0 需用費、光熱水費の電気代金が約 4, 2 0 0 万円の減額となったことによるものでございます。

ごみ管理費の不用額は 4, 9 4 9 万 7, 9 5 6 円で、主な不用額ですが、節 1 0 需用費の 3, 4 4 0 万 4, 4 3 9 円は、備考欄記載の燃料費で約 3 5 0 万円、電気代を含む光熱水費で約 2, 9 5 0 万円は、効率的な運転及び電力購入ゼロを目標としたことによるものでございます。

節12委託料の1,415万6,155円は、主に焼却処理量の減に伴い、備考欄記載の焼却残渣輸送作業委託の輸送費及び柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の変動費で、約1,100万円と、また、各業務委託の契約差金等でございます。

続きまして、24、25ページを御覧ください。目3不燃ごみ等管理費の支出済額は2億4,545万6,137円で、前年度に比べ2,305万1,756円、10.4%の増でございます。主な理由は、節10需用費の消耗品費、光熱水費、修繕料（一般）及び（定期点検）、合わせて約700万円の増、節12委託料が不燃物再利用（ガス化溶融）委託等で約1,450万円と、それぞれ増額となったことによるものでございます。

また、不燃ごみ等管理費の不用額は900万8,863円で、主な不用額ですが、節10需用費の371万2,959円は、備考欄記載の光熱水費の電気代及び修繕料（一般）の契約差金で約330万円、節12委託料の349万5,881円及び節14工事請負費の164万5,000円は、備考欄記載の各業務委託及び工事の契約差金等でございます。

目4資源管理費の支出済額は9,784万9,547円で、前年度に比べ470万7,596円、4.6%の減で、その主な理由は、節10需用費で、備考欄記載の光熱水費の電気代が約150万円、修繕料（一般及び定期点検）、合わせて約250万円の減額となったことによるものでございます。

資源管理費の不用額は546万4,453円で、主な不用額ですが、節10需用費の509万1,887円は、備考欄記載の光熱水費の電気代及び修繕料（一般）で、約410万円の契約差金等でございます。

続きまして、26、27ページを御覧ください。目5し尿管理費の支出済額は3,108万2,796円で、前年度に比べ343万4,787円、12.4%の増で、その主な理由は、節10需用費で、備考欄記載の修繕料（一般及び定期点検）が約280万円の増額となったことによるものでございます。

し尿管理費の不用額は135万2,204円で、主な不用額は、節10需用費の111万6,124円は、備考欄記載の光熱水費の電気代及び修繕料（一般）で、約95万円の契約差金等でございます。

款5予備費は、予算現額2億2,442万1,000円で、同額が不用額となり、全額を令和6年度へ繰り越しております。

歳出関係は以上でございます。

次に、28ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。内容は表に記

載のとおりでございます。

次に、29ページからは財産に関する調書でございます。

30ページから33ページにかけて、公有財産の土地及び建物で、年度内の増減はございませんでした。

次に、34ページから44ページにかけて、公有財産の工作物で、こちらにつきましても年度内の増減はございませんでした。

次に、45ページは公有財産の1点30万円以上の物品で、年度内の増減は、ごみ処理関係において、小型エンジン発電機兼溶接機1点の増となっております。合計においても1点の増となります。

次に、46ページは基金でございます。各基金の前年度末現在高、決算年度中の増減額及び決算年度末残高は、表に記載のとおりでございます。

次に、47ページ以降につきましては歳入歳出決算参考資料でございます。御参照いただければと思います。

また、決算審査意見書及び事務報告書を添付しておりますので、御参照いただければと思います。なお、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の実施事業内容を資料として添付してございますので、こちらにつきましては技術課長から御説明をさせていただきます。

補足説明は以上でございます。

○技術課長（横山雄一） それでは、議案第12号資料を御覧ください。事務報告書の次の資料になります。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業決算について御報告させていただきます。

1の事業期間につきましては、平成29年7月1日から令和14年6月30日までの15年間でございます。

2、事業費等、（1）総事業費は136億844万4,000円、（2）令和5年度事業決算額は10億5,828万4,000円でございます。

次に、3の令和5年度事業内容及び事業費等でございます。項目ごとの事業内容、事業費、決算額を表にしたものでございます。

①固定費Aは、人件費、点検・検査等、油脂類及び施設内清掃費用、②固定費Bは大規模補修費で、実施箇所は記載のとおりでございます。③変動費は薬品代となります。

続きまして、2ページ、令和5年度大規模補修について、対象機器及びその他補修箇所

を記載しておりますので、御参照ください。

続きまして、3ページ、こちらは、大規模補修予定表といたしまして、黒丸は実施済みの箇所、白丸及び二重白丸は今後実施予定箇所となり、二重白丸については更新工事となっております。

続きまして、4ページを御覧ください。こちらは大規模補修箇所を図面上に記したものとなっておりますので、御参照ください。

続きまして、5ページの柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る経費比較表でございます。こちらは、契約前に作成した資料を基に決算額を追記し、効果額を示した表となっております。

1の包括委託に該当する経費は長期包括委託をしなかった場合の当組合積算額、2の包括委託経費（コンサルタント積算額）はコンサルタントが積算した包括委託経費、3の柳泉園組合支払額は決算額、4の効果額は3と1を比較した効果額となっております。旧年度については9億2,113万7,000円の効果となっております。これまでに39億5,953万円の効果額となっているところでございます。

次に、6ページからは、財政フレームといたしまして、7ページに当初計画、8ページに令和5年度の決算額を反映したものを添付しておりますので、御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長（坂井かずひこ） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本日は安藤代表監査委員が御出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○代表監査委員（安藤純一） 監査委員の安藤でございます。令和5年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算の審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の小西監査委員と私は、例月出納検査を都合3回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、令和5年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ、関係書類、帳簿とも、審査した限りにおいては完全に整備されており、令和5年度の決算は正確であることを証明いたします。

令和6年11月28日、柳泉園組合監査委員、安藤純一、同じく小西みかでございます。

なお、審査の意見書につきましては既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説

明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（坂井かずひこ） 報告が終わりました。

なお、安藤代表監査委員に対する質疑は省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより議案第12号、令和5年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○2番（高橋和義） それでは、大きく3点質問をさせていただきます。

まず1点目は、決算ということで見させていただきました。柳泉園組合のDXについてということなのですが、様々柳泉園組合には業務があると思うのですが、現状、どのようなDXについて行っているのかということと、また、それに併せ、今後どういった考え方で進めていくのかということ伺いたしたいと思います。

大きな2点目については、歳入増の取組ということなのですが、キャッシュレス決済の導入について見解を伺いたしたいと思います。これは、厚生施設も含めて、現状と今後の考え方を聞かせください。

3点目は、こちらも歳入増の取組ということですが、基金運用の決算額が、これは財産収入ということで、令和5年度の当初予算額は2万1,000円、今回の決算では収入済額が11万1,838円、収入率が532.6%ということで、収入率に関しては注目すべき点だと私は思いました。この理由についても書いて付してあるのですが、この理由について、「基金の運用については、令和5年度より従来の指定金融機関での定期預金から、より利率の高い証券会社系銀行の定期預金へ切り替えた」云々ということで説明が記載されているのですが、これについて、もう少し経緯も含めて説明をいただければと思います。

以上3点、お願いします。

○総務課長（米持謙） 3点ほどの質問でございます。

まず、1点目のDXの取組について答弁をさせていただきます。当組合のDXへの取組についてでございますが、デジタル化及び効率化というところになりますが、職員数が少ない中での積極的な導入ということは、関係市と比べると難しいところであると考えているところではございます。今後については、まず、当組合の課題である、現金等を取り扱

うごみ処理手数料のアナログ的な業務について、効率化への認識の下、指定収納代理等を活用するなど、現金の取扱いをしない検討を今後していきたいと考えております。また、電子決済及び電子請求システム等につきましては、関係市の動向、導入等を鑑み、調査研究はしていきたいと考えているところでございます。

続いて、キャッシュレス決済の導入についてでございます。当組合において、現在、現金収納等を行っているものにつきましてはごみ処理手数料となっております。主に事業系ごみ及び個人持込みのごみ処理手数料となっておりますが、事業系ごみにつきましては主に振込での月ぎめ収納となり、一方で、個人の方につきましては現金のみの取扱いとなっております。キャッシュレス決済導入による利便性につきましては、生活環境の変化に伴い、理解しているところでございます。また、ごみの収集については、原則行政回収であるため、臨時的な個人による持込みのサービス向上につながることにしましては、キャッシュレス決済導入の手数料等の費用対効果を鑑みながら調査研究はしていきたいと考えているところでございます。

3点目の基金運用収入の増に伴うところで、今後の取組も踏まえて答弁させていただきます。令和5年度決算における基金運用収入につきましては、当初予算に対して5倍ほどの収入増となっているところでございます。増に転換した主な理由につきましては、先ほど議員がおっしゃった内容でございます。指定金融機関からの大口定期から、利率の高い証券会社系の銀行の大口定期へ変更したことが大きな要因でございます。地方公共団体金融機構や証券会社へのセミナー参加による情報収集から、関係市の状況及び会計管理者の意向を踏まえつつ、今後は債券等を活用した運用についても調査研究はしていきたいと考えているところでございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） では、キャッシュレス決済の、厚生施設も含むということでの御質問だったと思うので、追加して答弁させていただきます。現在、令和3年度から令和7年度までの指定管理事業期間においては、キャッシュレス決済の導入の予定はございません。また、今、お客様に利用におけるアンケート調査を実施していますが、キャッシュレス決済導入の要望は今のところはないです。現指定管理者の指定管理期間中の事業計画は既に決まっているので、難しいと考えるのですが、先ほどの総務課長の答弁にありましたとおり、キャッシュレス化については、国とかも推進している施策でありますから、将来的には、導入機器の費用、決済手数料などの新たな経費がどのくらいかかるのかの費用対効果等も検証しながら調査研究をしていければと考えております。

○2番（高橋和義） ありがとうございます。

東久留米市は昨年の末から、電子請求システム、財務会計システムの一部のシステムなのですが、これが稼動いたしまして、このシステムは他市、周辺市ではなかなかまだやっていないということで、先週も東久留米市に高砂市が視察に来たということで、私が知っている限りでも、様々な他自治体が東久留米市に視察に来ているという状況もあります。この電子請求システムというのは、民間では当たり前だったのですが、自治体に導入したということで東久留米市が注目を浴びていたのですけれども。また、全国自治体DX推進度ランキング2024というものが公開されて、東久留米市が市区町村のDXランキングで全国16位になったということ、また、多摩26市においては2位になったということで、こういうことも受けて、柳泉園組合でのDXについて質問をさせていただきました。また、導入についてはなかなか難しいながらも、今後調査研究をしていただけないかということでありましたので、ぜひ進めていっていただきたいなと思うのですが。

東久留米市に限ってになってしまうのですが、今回、LINE公式アカウントというのが今年度から稼動しました。これによって様々な分野で全庁的に情報が行き交うことができるようになったのですが、柳泉園組合の情報提供、イベントなど、そういったものを柳泉園組合が直接に東久留米市のLINEアカウントに送ることは可能なかということと、また、それがもし可能でないならば、ごみ対策課経由になるのですかね。そういったところからLINE公式アカウントを通じて柳泉園組合の情報をオンライン化で送ることができるのかどうか、その辺りをお聞きしたいと思います。

あと、2点目のキャッシュレス決済の導入についても、なかなかすぐには取り組めないということもあると思うのですが、特に、持込みの一般の方の利便性もあるのですが、職員の負担も軽減をされるということで、相乗効果も考えられるので、ぜひ調査研究の中に入れていっていただきたいなと思っております。

3点目の歳入増の取組、基金運用に関してですが、5倍ほどアップをしているという状況です。これは再質問をさせていただきたいのですが、来年度の当初予算への反映についてはどのような見解があるのか、伺いたいと思います。

○総務課長（米持謙） 東久留米市と連携してのLINE、SNSへの情報提供というところでございますが、当組合の情報につきましては、東久留米市ごみ対策課を通して情報連携をするということにつきましては可能であると考えているところでございます。

また、先ほどの基金運用収入の来年度予算につきましては、現在、債券等は調査研究を

するということですので、引き続き証券会社系銀行の大口定期預金で、利率の高いところで運用をしたいと考えているところでございます。

○2番（高橋和義） 分かりました。1点目のLINE公式アカウントへの情報提供というところで、柳泉園組合の情報、イベントなどのチラシですが、これは一般紙の折り込みだったと思うのです。これがオンライン化で、データで送信をされるようになれば、また大きな効果になるのかなとも思いますので、できればぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。これは要望で終わりたいと思います。

質問は以上です。

○1番（当麻一哉） 私からは、決算書から1点、そして、審査意見書から2点、計3点お伺いしたいと思います。

まず、決算書につきまして、9ページの歳入ですけれども、施設整備基金繰入金、これに関しては、先ほどの御説明で、ごみ処理施設の火災復旧補修に充てられるということですが、建物・機械類の復旧総額なのですが、以前、概算の金額はお伺いしていたと思うのですけれども、最終的な復旧総額についてお伺いしたいことと、もう1点、建物災害共済保険補償額における事務手続の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

そして、2点目ですが、審査意見書の13ページですけれども、本年度の指摘事項について、2点質問をさせていただきます。

まず、(2)歳入等の確保についてですが、「不燃・粗大ごみ処理施設においては、鉄類等有価物売払について売払方法を見直し、収入が大幅に増加したことは評価できる」との意見がありますが、この見直し内容についてお伺いしたいと思います。

そして、2点目ですが、同じく13ページ、本年度の指摘事項についての(3)歳出の削減についてですが、「各処理施設の運転管理、点検整備、消耗品の交換時期及び事業内容を精査し、経常経費の削減に努めていただきたい」という意見がありますけれども、これについては、既に日々経費の削減ということには十分努めていただいているとは思っておりますが、その中でも、運転管理についてはどのような見直しによって経費が削減となる可能性があるのか、お伺いしたいと思います。

以上3点、お願いします。

○資源推進課長（近藤修一） まず、火災の復旧総額についての御質問でございます。令和5年2月24日に発生いたしました火災による歳出額の合計は、2,319万1,608円となっております。内訳といたしましては、火災発生直後に施設を稼働できる最低限の補修

ということで、全焼したN o. 3 搬送コンベヤと、半焼したN o. 2 搬送コンベヤの仮補修、集積場の電気設備と消防設備の復旧補修を行い、1, 2 8 4 万 6 0 8 円を令和 4 年度分として支出しております。令和 5 年第 2 回定例会で補正予算の可決をいただいた後に、搬送コンベヤの本補修と集積場の屋根などの補修を実施し、1, 0 3 5 万 1, 0 0 0 円を令和 5 年度分として支出しております。

○施設管理課長（濱田伸陽） 建物災害共済保険の補償額における事務手続のことについて答弁させていただきます。令和 6 年 3 月末に火災復旧工事の検査が完了し、工事費の支払い完済後に申請書類を作成して、4 月下旬に建物災害共済保険の保険請求申請を行っております。現段階においても、建物災害共済保険を受け持つ一般財団法人全国自治協会による申請書類の審査中でございます。補償額の決定は得られておらず、補償額の決定までにはもうしばらくかかる予定でございます。また、今後、決定され次第、情報提供をさせていただければと考えております。

○資源推進課長（近藤修一） 続きまして、鉄類等有価物売払の増額理由でございます。鉄類等有価物売払の決算額は、令和 4 年度は 3 0 0 万円ほどで、令和 5 年度は 1, 1 0 0 万円ほどとなり、前年度比で 8 0 0 万円ほどの歳入増となっております。鉄類等有価物売払の対象物は、粗大ごみとして搬入された自転車、机、ロッカー類などと、不燃ごみとして搬入され、手選別された鍋やフライパンなどがございます。これらは、鉄類の買取り価格が安値だった頃は、鉄類の種類ごとに分けて夾雑物を取り除かなければ、有償での引取りが難しい状況でございました。このため、この作業を含めて買い取っていただける事業者と随意契約をしましてまいりました。一方で、複数の鉄類の買取り事業者と協議を重ね、種類ごとに分類をしないで売り払うことが可能となったため、令和 5 年度の下期から入札を実施いたしました。この結果、売払単価が上昇したため、決算額が増額しております。

○技術課長（横山雄一） それでは、歳出の削減についての御質問にお答えいたします。運転管理について、どのような見直しで経費削減が可能になるのかというお尋ねでございました。焼却施設の柳泉園クリーンポートにつきましては、平成 2 9 年 7 月から運転管理を含め長期包括運営管理事業で運営していることで、経費削減の効果が現在、出ている状況でございます。また、そのほかにつきましては、安定した発電をすることで、引き続き売電量を増やし、電力購入量を抑えることで経費節減に努めている状況でございます。

○資源推進課長（近藤修一） 不燃・粗大ごみ処理施設とリサイクルセンターの運転管理の見直しについてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設は竣工後約 5 0 年、リサイクル

センターは約30年と、老朽化した施設でございます。どちらの施設におきましても、手選別を中心とした処理が行われているため、現行施設において大きく処理の効率化を行うことは困難な状況でございます。この中で、リサイクルセンターのびん類の処理工程については見直しを行い、令和5年4月からカレットの色選別を、それまでの6色から、容器包装リサイクル法に準拠した4色に減少させて、選別の効率化を図っております。また、令和5年12月からは、カレットの色の選別の順序を変えることで、不燃物再利用（屑ガラス）委託の搬出回数をそれまでの年3回程度から2年に1回程度に減らすなど、効率化を図り、同委託に係る支出の削減を図っております。今後につきましても調査研究を進め、現行施設で可能と考える処理の効率化に努めてまいりたいと考えております。

○1番（当麻一哉） ありがとうございます。

まず、火災の工事復旧です。金額については分かりました。最初に見込まれた概算よりは下がってきているのかなと思いました。また、補償についての最終の決定が決まりましたら、御報告をお願いいたします。

また、審査意見書の収入増、また、経費削減につきましては、非常に細かいところまで取り組んでいただいて、努力していただいているということが分かりましたので、また引き続き努めていただければと思います。

質問は以上です。ありがとうございます。

○3番（北村龍太） それでは、2点ほど質問をさせていただきます。

近年の燃料費高騰によって原材料が高くなったり、あるいは人件費が高騰することによって、東久留米市でも様々な施設、特に学校施設の改修などで、入札不調などが今、続いておまして、中には、1回やって駄目で、2回やっても駄目であったりということも発生しています。その結果、事業は今年度中には難しいので、来年度に繰り越すといったことも発生しておまして、そうした報告も様々な要因によって引き起こっているところがあります。柳泉園組合の昨年度の工事請負ですとか、委託契約などでこうした入札不調などが起きて、結果的に翌年度に繰り越した事業などがあるかどうかについて、まず伺います。

2点目です。決算審査の意見書の中で、「利用者の少ない和室については、有効な活用方法を検討していただきたい」ということで記載がございました。ここで何か検討などをされているかどうかについて伺います。

○総務課長（米持謙） それでは、令和5年度における入札不調等につきまして答弁させ

ていただきます。議員のおっしゃるとおり、近年、世界中で物価が上昇していることが報告されているところではございます。令和5年度決算におきましては、そのような状況ではございますが、当組合では、予算措置をした事業の範囲におきまして、入札不調となり翌年度へ繰り越した事業等はございませんでした。

○施設管理課長（濱田伸陽） 和室の有効活用方法について、現在、検討していないかというこの御質問だったと思いますので、答弁させていただきます。現時点では検討していません。現状の和室の構造等も含めて、今後、和室の在り方については、周辺自治会、利用者、あるいは指定管理者の意見も踏まえ、調査研究をしていきたいと考えております。

○3番（北村龍太） 分かりました。繰越しになった事業はなかったということでありました。それ自体はよかったとは思いますが。ただ一方で、過去の工事請負なども見ますと、やはり様々な理由によって、人件費であったり、恐らく技術者が足りないといったことで、入札に不参加であったりと、そういったことも発生しているのかなと思います。様々なところで人材不足であったり、また、これだけの予定価格で入札してももうけが出ないので、最初から参加をしないと、そういったことも今後は増えてしまうこともあるのかなと思います。そうしたところもぜひとも順調に、今後も様々な改修などが控えているところですから。東久留米市では、1つの工事だけではなくて、幾つかに分割できるものはせめてやってもらえるように、工事を分けて入札したり、様々な工夫もしているようですので、現在のところは入札不調の繰越しはないということですから、順調に工事などが今後でもできるように、ぜひともお願いいたします。

和室の活用について、現在は検討はないとのことでした。昨年の決算でも、トレーニング室の利用状況が少ないといった指摘がありまして、その後、様々な工夫などもされた結果、利用者が増えているとのこと聞いております。和室自体をどうしていくか、そもそも和室がそんなに人気がないからどうするかということも、今後の検討は恐らくされていくことかなとは思っているので、利用者の声なども聞いて、ぜひとも有効活用ができるようにしていただきたいというところを求めまして、質問を終わります。

○4番（中村すぐる） 私からは、大きく3点お聞きしたいと思います。

まずは、決算書の10ページ、11ページで、先ほどの補足説明の中でも、一般寄附金が東久留米市民の方よりということではございました。ふるさと納税とかの影響もあるのかは分からないですけれども、そういった自治体へのこういった一般寄附ということが増えるというか、されていくということは一定歓迎することではないかなと思うのですが、こ

の寄附を受けるにあたって、何かしらその方からのコメントであったり、どういうことに使ってくださいみたいな、そういうものがあつたのかどうか、その点をお聞かせください。

大きな2点目は、人件費全般についてでお聞きをしたいのですが、柳泉園組合のホームページで「柳泉園組合特定事業主行動計画の実施状況及び女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表」ということで公開がされております。こちらの確認をさせていただきました。その中から3点、柳泉園組合での状況ということでお聞きをしたいと思います。

まずは、超過勤務の状況ということを出ております。直近4年間です。令和2年度から令和5年度ということを出ております。課別というのですかね。4つの課別で出ておまして、それぞれの課によって、あるいは年度によって、大分違うのだなということは認識をしているのですが、超過勤務を削減するというか、そういう取組についてされていることについて、まずはお聞きをしたいと思います。

その次に、2点目として、年次有給休暇取得日数ということで、これも令和2年度から令和5年度の4年分の記載がされております。こちらについては全体についても記載があつて、令和2年度が11.2日、令和3年度及び令和4年度が、たまたま同じ数字になつたと思うのですけれども、14.2日、令和5年度については16.1日ということで、この4年間のトレンドで見れば、有給休暇の取得が増えているという状況と、あと、目標が、年間20日に対して18日以上取得してくださいということも書いてあります。目標と比較すると、もうあと一歩という状況ということは分かるのですけれども、数字を見ると、この間、恐らく何かしらこの4年間は工夫をされてきたのかなと思うのですが、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

この点の3点目に、男性職員の出産支援休暇取得率、及び育児休暇取得率ということを出ております。出産支援休暇取得率と育児休暇取得率については、目標値が100%と書いてある。取れる人は全員取ってくださいという趣旨なのですが、先ほどの質疑でもあつたとおり、職員数の関係から、必ずしも毎年いらっしゃるというわけではないと思うのですが、これも令和2年度から令和5年度で見ると、各年度で1人ずついらっしゃつたという状況で、令和5年度については、出産支援休暇取得率というものが、対象が1人で、その方が取つたということが分かるのですが、それ以外の年が残念ながらゼロというか、取れる人が取れなかつたという状況だつたと思います。職場全体的にも、世の中の流れるにも、男性の育児関係の休暇取得ということは柳泉園組合でもぜひやっていただきたい

いですし、その職員を応援するというのもぜひ職場一丸となってやっていっていただきたいなと思っているのですが、この辺のところについての見解というか、状況を、対象が1人なので、もちろん個人情報に触れない範囲で構いませんので、その点の状況をお知らせいただきたいと思います。

それと、ごめんなさい。最後に、大きな3点目は、決算書で言うとどこになるのかはあれなのですが、施設管理費の役務費、通信運搬費の中になるのかなと思うのですが、先ほど、柳泉園組合のホームページを見てということで申し上げましたけれども、その中で、今、60年史の掲載がホームページでされていると思うのですが、以前に、ここの議員研修会の中で、その前の2000年に編さんされた40年史を、非常に歴史の詰まったものだとも思っていて、拝見させていただきました。あれを全部電子データ化して載せるということはなかなか大変な作業かなとも思うのですが、やはり、柳泉園組合の今年で64年の歴史ですね。その最初のエッセンスがかなり詰まっている40年史の内容というものも一定ホームページで、市民の皆さん、見学に来ていただく皆さんにもエッセンスだけでもお伝えできないのかなと少し思っているところがありまして、その点について、60年史よりももう少し遡った当組合の施設の歴史というか、そういうものをいかに、市民にもそうですし、状況によっては若手、中堅の職員に伝えていくという面でも、一定の充実が求められているのかなと思いますが、その点についての見解をお伺いしたいと思います。

○総務課長（米持譲） それでは、質問にお答えをさせていただきます。

まず、一般寄附金の使途についてでございます。寄附金につきましては、先ほども申し上げたとおり、東久留米市在住の方より頂いたものでございます。使途の希望を確認したところ、特段使途の要望については言及されなかったため、組合事業全体に役立たせていただく旨は説明をさせていただいたところでございます。また、その方がごみを大量に処分したいというところで、事業者にしていただいたところでございますが、やはり、そこでしっかりごみを処分していただけたというところにごく感謝してというところから、寄附をしたいということに至ったということは聞いているところでございます。

続きまして、人件費全般についてでございます。

まず、超過勤務につきましては、恐らく議員が結果を見ておられるとおり、年々、超過勤務の金額につきましては減少傾向にあるかと思っております。こちらにつきましては、助役をはじめ、働き方改革というところで、やはり、いい仕事をするにはそれなりに休まなければいけないというところから、超過勤務も、土日にしなければならない以外のものにつき

ましては、極力平日に行う取組をしているところでございます。それに伴って、休暇につきましても年々増えているところではございます。

3点目の育児休暇につきましては、出産支援休暇取得率は100%というところでございます。実際、人事異動の関係で、育児休暇については、皆さんは一定取得しているのですけれども、そこで抜けているというところで御理解いただければと思います。

最後に、柳泉園組合の40年史についてでございます。議員のおっしゃるとおり、40年史は、設立から40年間につきまして、かなり濃い内容が記載されているところではございます。やはり、何分かかなりのページ数でございますが、皆様に過去の歴史というものを理解していただくことは大事かと思っておりますので、皆様に、情報提供ではないですけれども、分かりやすく提示するところにつきましては、今後、調査研究はしていきたいというところで考えております。

○4番（中村すぐる） ありがとうございます。

まず、一般寄附金についてのプラスアルファの市民の思いということは分かりましたので、こういった寄附もあるのだなということは、私も、びっくりと言ったら語弊があるかもしれませんが、非常に歓迎すべきことかなと思っておりますので、またぜひそういった思いを持つ市民の方が多くなる取組ということも期待をしたいと思っております。

人件費につきましては分かりました。全般的な方向性ということは、もちろん職場の皆さんも一丸となって取り組んでいくという方向性が確認できましたので、おおむね分かりました。

1点だけ確認をしたいのは、有給休暇取得の目標が年間20日に対して18日以上ということで、直近の令和5年度で見ると、技術課のところが一番取れていて、17.4日というところで、課別の目標がもしあるとすれば、今、技術課が一番目標には近づいているという状況ではあるのですが、目標値の18日以上取得ということに対して、やはり早期にこの目標が達成されるということが必要になってくるかなと思っておりますが、今後の有給休暇取得の18日以上という目標に対してどのように近づけていくか、このアプローチについて、何か工夫など、考えているようであれば、重ねてお聞きしたいと思っております。

40年史につきましても、ぜひいろいろな方にエッセンスだけでも見ていただく形を取っていただきたいなと思っておりますので、その点についても引き続きの取組、工夫をお願いしたいと思います。

すみません、1点だけよろしく申し上げます。

○総務課長（米持謙） 有給休暇の取組というところで答弁させていただきます。議員のおっしゃるとおり、18日目標というところで、我々は少ない人数でございますので、総務課が一丸となって、一人一人に取得に向けて提案をしていきたいと考えております。

○7番（原田ひろみ） すみません、1点だけ伺います。決算書の歳出で、18ページから厚生施設管理費があるのですが、21ページには指定管理料として8,073万円の支出をしているということも紹介されています。指定管理者にお願いしている部分での年間の決算というか、厚生施設を利用した方々から幾らの収入があって、指定管理者としては幾らの支出をして、人件費なども含めてです。そういった指定管理者としての決算というのは、何か資料が示されることはないのでしょうか。指定管理者を導入して、いろいろ施設の運営は各自自治体が行っていますけれども、物価高騰やいろいろな影響があって、きちんと運営ができているのかということは、やはりこの組合議会としても確認していくことは大事だと思っていまして、そもそも黒字運営ができているのかということも含めて、教えていただければと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 指定管理者の事業における決算の話というところ、決算を明確にこちらで示されているのかということでの答弁をさせていただきます。収支に関しましては、指定管理料を我々は支出させていただいていますけれども、基本的には収入については利用料金収入ということで、指定管理者の収入になります。それと合算した形で収入があるわけです。それに対して、指定管理者はその事業費でもって運営を行っているということで、その差引きで対応をしているということで、決算額については、こちらはモニタリングの中で対応をさせていただいて、議会には資料としては提供していないところが現状でございます。

○7番（原田ひろみ） 分かりました。それはホームページを見れば公開されているのですかね。できれば資料提供をしていただいたほうが確認できると思いますし、今回、料金改定もありましたので、そういう意味では、利用の変化が収入の変化になっているのかとか、こういうことも含めて確認できればなという思いがありましたので、よろしく願いいたします。そのことだけ確認したいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 再答弁をさせていただきます。指定管理の事業におきましては、指定管理者の収支の中で対応しているものでございます。当然ながら、収支に基づいて、プラスになった場合、今回も、令和5年度におきましては収支がプラスになっているという状況がございます。それに伴って利益還元をいただいているというところもござ

います。そういった形でモニタリングの中でしっかり対応しているものですから、情報提供としましては、モニタリングの中でしっかりやらせていただいている状況を御報告させていただいている状況でございます。

○5番（鈴木ゆうま） すみません、1点だけお伺いしたいのですが、11ページの雑入のところカタログ不適切記載に係るお詫び金ということがありますが、不適切な記載というのは具体的にどういったものなのか。あと、これによる施設への影響、それから、利用者への影響というものはあったのかということをお尋ねしたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） こちらの決算書にありますカタログ不適切記載に係るお詫び金のところの理由について説明させていただきます。まず、厚生施設、浴場施設の冷房機器である川重冷熱工業株式会社製の吸収式冷凍機において、冷房能力がJIS規格の性能を満たしていないまま、カタログ仕様書にはJIS規格に準拠していると不適切な記載をしていたことが判明し、そのお詫び金としてメーカーから支払われることになりました。このお詫び金ですが、機器の納入時期から既に20年以上が経過しており、法的には時効ということになっているのです。親会社の川崎重工業株式会社が設置した外部弁護士などによる特別調査委員会の判断で、不適切な取扱いのお詫び料として、一律10万円がユーザーに支払われることになりました。そして、現在のこの吸収式冷凍機の我々の稼働時の影響といたしますか、基本的には、当組合の施設は、設置された吸収式冷凍機の能力、性能を最大限発揮しなければならない施設ではないのです。ですので、能力にもキャパシティーにも余裕がございますので、運転時の影響はございません。したがって、利用者の皆様にも影響がないというところで御回答させていただきます。

○議長（坂井かずひこ） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 以上をもって議案第12号、令和5年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

これより議案第12号、令和5年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 討論省略と認めます。以上をもって議案第12号、令和5年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の討論を終結いたします。

これより議案第12号、令和5年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（坂井かずひこ） 挙手全員です。よって、議案第12号、令和5年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和6年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 0時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 坂 井 かずひこ

議 員 高 橋 和 義

議 員 北 村 龍 太
(令和7年1月22日逝去)